

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

[地理について]

山陽小野田市（以下、「当市」という。）は、山口県の南西部に位置し、下関市、宇部市、美祢市と接している。当市北部の市境一帯は、標高 200～300m 程度の中国山系の尾根が東西に走り、森林地帯となっている。中央部から南部にかけては、丘陵性の台地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっている。市内中央部には厚狭川、有帆川が流れ、平地部を通して瀬戸内海に注いでいる。市街地は、これら丘陵地から平地部を中心に発達した。

また、当市は 2005 年（平成 17 年）3 月に旧小野田市と旧山陽町が合併して誕生した。市内には、旧小野田市の小野田地区に小野田商工会議所（以下、「当所」という。）と、旧山陽町の山陽地区に山陽商工会議所の 2 つの商工会議所が存在し、それぞれの地域の商工業者を支援している。

[小野田地区の地形・地質]

当所の所管する小野田地区は南北に長く、中央には有帆川、西には厚狭川が流れている。海岸線一帯のほとんどは干拓地で、商工業ともこの干拓地を中心に発達してきた。

また、地質は、石炭、粘土層を主とする新生代の地質と砂岩、礫岩など風化しやすい岩石を主とする中生代の地質とその堆積した地質で構成されている。地区の中央から南部内陸地帯は、石炭を埋蔵する古第三紀層宇部層群が分布し、南部沿岸地帯は干拓による平坦地で、緩い傾斜をもって海底に入っている。

[気候]

年平均気温は約 16℃、年間平均降水量は約 1,525mm で温暖にして降雨も比較的少なく、風向は、春夏季は東又は南東風、秋冬季は北又は北西風となっており、南風はごく少なく、一般的に瀬戸内海気候といえる。

上記の環境から想定される当所管内の災害リスクは、以下のとおりである。

(洪水：有帆川洪水ハザードマップ)

当市の有帆川洪水ハザードマップによると、有帆川が大雨によって増水し堤防が決壊した場合、小野田地区市街地地域において最大規模降雨（有帆川流域の 24 時間の総雨量 498mm）の場合最大 5m までの浸水が想定されている。さらに有帆川両岸において河岸侵食の可能性が示されている。

(土砂災害：山陽小野田市土砂災害ハザードマップ)

当市の土砂災害ハザードマップによると、山間部を中心に、地すべり等、土砂災害が生じるおそれがある箇所が点在しており、特に竜王山周辺地域については広範囲に地すべり、土石流等の警戒区域が広がっている。

(地震：J - SHIS)

2021 年基準の地震ハザードカルテによると、地区の中心となる日の出一丁目付近においては、今後 30 年間で震度 6 強以上の揺れに見舞われる確率は 2.4%、震度 6 弱 10.2%、震度 5 強 37.4%、震度 5 弱 77.3% となっている。その中で本市に最大クラスの津波（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震は、南海トラフ巨大地震であり、その規模は Mw（モーメントマグニチュード）9.1 とされ、本市では、震度 5 弱と想定されている。

また、地震調査研究推進本部より、当市は竜王山付近から北西に菊川断層帯が延びており、植生

付近から竜王山に至る長さ約 18 km の菊川断層帯南部区間では将来的に活動する場合、M6.9 程度以上の地震が発生すると推定される。

(津波：山陽小野田市津波ハザードマップ)

当市の津波ハザードマップによると、南海トラフ巨大地震、周防灘断層群主部の地震及び日本海沿岸の地震等により最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、小野田地区の西高泊沿岸部では広い範囲で最大 5 m の津波の被害が予想されている。東高泊、日の出地区においても河口から北に向かって最大 3 m の津波の遡上被害が予想される。

(高潮：小野田地区高潮ハザードマップ、西沖地区高潮ハザードマップ)

当市の高潮ハザードマップによると、台風が九州付近に接近し、南～南東の風が吹くと高潮になる危険性がある。小野田地区は中心市街地が干拓地や埋立地による低平地となっており、高潮氾濫が発生すると中心市街地では短時間のうちに浸水が拡大、水位が上昇するおそれがあり、広い範囲で事前避難を要することとなっている。

西沖地区においても低平地が広がっており高潮氾濫時には西部石油株式会社山口製油所とその背後の住宅地等は浸水のおそれがあり、沿岸干拓地周辺は広い範囲で事前に避難が必要であると想定される。

(その他)

わが国の近年の災害実態を見ると、異常気象に伴う自然災害の頻発化・激震化が増加している。当市も、局地的な大雨、強い勢力の台風による被害、30 年以内に西日本全域に大規模な被害を与えると予想される南海トラフ地震その他の、災害発生リスクが想定される。

小野田地区では、1999 年（平成 11 年）の台風 18 号による高潮により沿岸部を中心に、全壊 17 戸、床上浸水 83 戸、床下浸水 276 戸という甚大な被害が発生した。（当市資料による）

(感染症)

新型コロナウイルス感染症などの流行影響は、建物設備やインフラなどに莫大な被害を及ぼす自然災害と違い、不確実性が高く予測が困難であり、ヒトへの影響が大きくなる。

また、物流の混乱などにより、感染予防に必要な物資の不足も起こり得る。（厚生労働省 HP より）

さらに、新型インフルエンザについてはおよそ 10～40 年の周期で発生し、国民の大部分が免疫を持っていないため、全国的かつ急速なまん延により当市においても多くの市民、事業所に大きな影響を与える恐れがあり地域経済活動において甚大な被害が出ることが懸念される。（厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」より）

(1) 商工業者の状況

小野田商工会議所管内（小野田地区）商工業者数

- ・商工業者等数 1, 426者（平成26年経済センサス基礎調査より）
- ・小規模事業者数 1, 040者（平成26年経済センサス基礎調査を基に小野田商工会議所調べ）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	146	107	地域内に広く分散
	製造業	101	73	小野田港、海岸沿いに多い
	卸・小売業	416	303	駅前、商業施設に多い
	サービス業	105	76	地域内に広く分散
	その他	658	481	地域内に広く分散
合計		1426	1040	

(2) これまでの取組

1) 山陽小野田市の取組

- ・山陽小野田市地域防災計画の策定
- ・山陽小野田市業務継続計画（BCP）の策定
- ・山陽小野田市災害時受援計画の策定
- ・総合防災訓練の実施
- ・災害備蓄物資の整備
- ・各種ハザードマップの作成及び配布
- ・民間事業所等との災害時応援協定の締結
- ・山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当所の取組

（小規模事業者への取組）

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・専門家による事業者BCP策定セミナーの開催
- ・専門家による事業者BCPに関する個別相談会の開催
- ・被害にあった小規模事業者への資金繰り等の相談対応
- ・山陽小野田市が実施する感染症拡大防止対策等についての協力
- ・BCPに対する情報発信やリスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介・保険加入促進

（商工会議所職員への取組）

- ・防災備品（ラジオ、救急セット、懐中電灯、消毒液、マスク、飲料水その他）を備蓄
- ・消防訓練の実施
- ・職員緊急連絡簿の整備及び配布

II 課題

（小規模事業者への支援に対する課題）

① BCP対策の普及

小野田地区内の小規模事業者に対し事業継続力強化計画の推進を行っているが、事業者からの問い合わせはほとんどなく、まずは小規模事業者を対象に災害リスクの説明等を行うなど啓発を行うことが課題である。

② 新型感染症等に対する新たな予防の徹底、リスクファイナンス必要性の周知

新型感染症対策について、マスク、予防接種等の直接的な対策を行っている小規模事業者はいるが、WEB会議やリモートワークなどIT分野に苦手意識のある事業者が多い為、新たな感染予防対策としてこれらに取り組んでいくよう推進する必要がある。また、有事の際のリスクファイナンス対策としての保険の必要性についても周知をさらに行う必要がある。

(商工会議所としての課題)

①明確な連絡連携体制の強化

緊急時の対応について、現時点では具体的な協力体制が当市、関係機関と築かれておらず、共有する情報、連絡手段等について明確に定める必要がある。

②事業者BCP策定支援推進人員の不足

リスクマネジメントに関する知識を持った職員が少なく、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が少ない。

III 目標

①事業者BCPに関する施策の周知

当所の会報を活用し、年2回程度事業者BCPに関する国の施策の周知を行う。

②事業継続力強化計画作成の推進

専門家によるBCP策定セミナーを年1回開催し、地区内小規模事業者に対し、BCPの重要性を啓発することで事業継続力強化計画やリスクファイナンスなどの事前対策を推進する。

③早急な復興支援のためのスキームの構築

発災後、迅速な復興支援策を行えるよう組織体制を見直し、当市、関係機関との連携、情報共有を行う体系を構築する。

④当所職員のBCP支援体制、災害時対応スキルの会得

発災後、金融機関や損害保険会社、専門家等との協力体制の構築、運用や事業者へ助言を与えることのできる経営支援指導員のスキル向上を行う。

⑤DX推進による事前の感染症対策

地区内小規模事業者に対し、デジタル技術を活用した業務の改善、リモートワーク等による事前の感染症対策推進のためのセミナー等を開催し、周知を図っていく。

【取り組みにより期待される成果について】

①本事業期間中、延べ10件の事業継続力強化計画、または事業者BCPの策定を支援する。

②関係機関との連携を築くことによる経営支援指導員のスキル向上により、事業者BCP策定の相談について迅速に対応することが可能となる。

③リモートワークによって感染症対策の推進を図る。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～ 令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当所では、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大など、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①窓口・巡回相談時、その他広報における周知

来所時や巡回経営指導時にハザードマップを用いて事業所立地場所における自然災害等のリスクや対策、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や実用的な訓練について指導または説明。その他小規模事業者のBCP作成の取組状況を把握し、必要に応じて専門家によるBCPに関するセミナーの開催、当所経営指導員による行政の施策の紹介、損害保険等の紹介等に取り組む。

また、会報、市広報、ホームページにリスク対策の必要性、国、県、市の施策紹介、損害保険の紹介を掲載し普及啓発を行う。

②新型コロナウイルス感染症への対策

インフルエンザ、新型コロナウイルスの新型コロナウイルス感染症に関して、感染状況等は常に変化するため、国、県、市の最新情報を確認し、発表されている現状やガイドラインに基づき感染拡大防止策等を事業者へ周知する。

さらに IT 分野でリモートワークや仕事のデジタル化等、事業を継続していける対策の支援を周知していく。

③当所職員への周知、スキルの向上

不測の事態に対し、当所においても職員が対応できるようBCPセミナーの受講や専門家を交えた勉強会を行い、スキルの向上、小規模事業者への周知の必要性を再確認する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所では災害時の行動計画や事業継続計画（BCP）を含む「小野田商工会議所災害時対応マニュアル」を作成する。

3) 関係団体等との連携

①発災時の連携

発災時の情報交換手段を各関係機関と協議し、優先順位を明確にしたうえでリスト化し互いに迅速な対応ができるよう必要に応じて見直しを図る。

②専門家との連携

山口県、日本商工会議所、山口県商工会議所連合会が包括連携協定を結んでいる保険会社と連携し、専門家の派遣、普及啓発セミナー、損害保険の紹介ができる体制を整える。

また、中小企業支援機関（山口県よろず支援拠点等）と連携し、事業継続力強化計画や事業者

BCPの作成支援の行うことができる専門家情報の収集を図り、小規模事業者が計画策定に取り組みやすくなるよう環境を整える。

③金融機関との連携

経営計画策定等経営資源の管理やリスクマネジメントの周知、被災時による資金需要の事前見積り等について金融機関と事前に協議し、発災時直ちに対応できる体制を整える。

4) フォローアップ

- ・ 窓口・巡回相談時などに、小規模事業者のBCP作成の取組状況を確認するとともに、必要に応じて専門家派遣やヒアリングを実施する等フォローに努める。
- ・ 被災時に、再建のために必要となる資金調達において、円滑な手続きをするため経営資源(土地・建物・機械設備・商品・原材料・仕掛品等)の管理などを徹底するよう提案する。
- ・ 損害保険等の加入についても促進を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害(マグニチュード7.0の地震)が発生したと仮定し、山陽小野田市経済部商工労働課との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に経営指導員が職員及び家族の安否状況確認を行い、応急体制実施可否の確認をする。
- ・ SNSや災害伝言ダイヤルを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。
- ・ 国内で感染症拡大の兆候が確認されたら、当所は地区内の感染拡大の状況把握に努め、山陽小野田市経済部商工労働課と情報共有する。
- ・ 当所は感染症が流行している兆しがあった時は、(公社)日本産業衛生学会の「オフィス業務における新型コロナウイルス 感染予防・対策マニュアル」に沿って感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

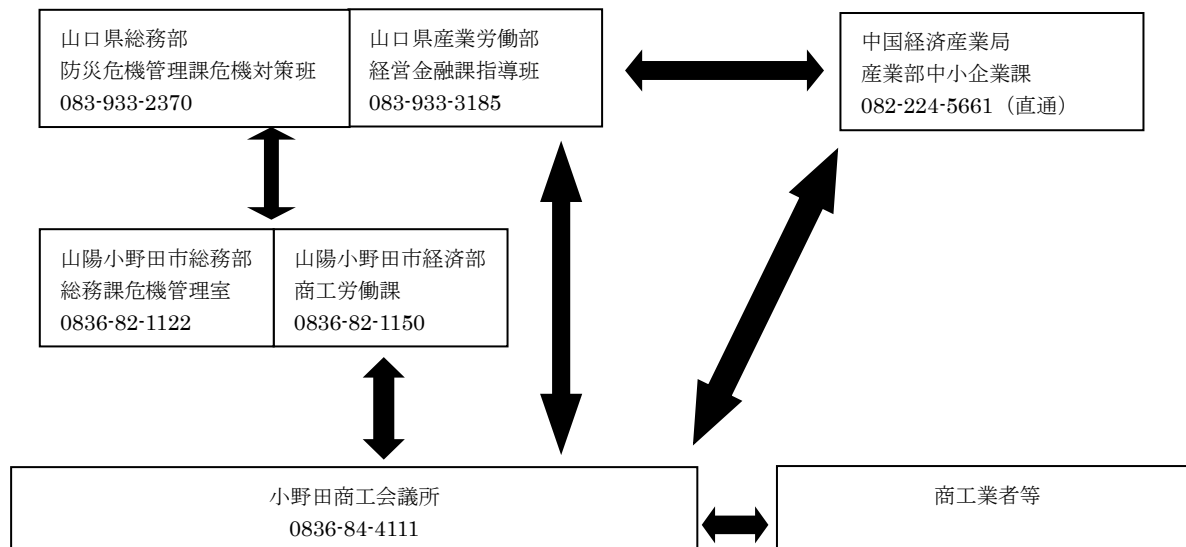
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。
- ・ 当市で取りまとめた「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・ 被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報について速やかに、メールやファックスにて山口県へ報告・共有する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と当所で協議する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 当市の方針に従って、当所の復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 当所に復興対策委員会を組織し、発足後、速やかな復興支援が行える体制を直ちに立ち上げ推進していく。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(2026年4月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
小野田商工会議所 専務理事 事務局長 法定経営指導員1名 経営指導員2名 補助員2名 記帳専任職員1名 一般職員3名 ※嘱託含む	連携 連絡調整 山陽小野田市 経済部商工労働課 山陽小野田市 総務部総務課 危機管理室
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 松尾裕美（連絡先は、後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 小野田商工会議所 中小企業相談所 〒756-0824 山口県山陽小野田市中央二丁目3番1号 TEL：0836-84-4111 / FAX：0836-84-4180	
②関係市町村 山陽小野田市経済部商工労働課 〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号 TEL：0836-82-1150 / FAX：0836-83-2604	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2023 年度 (令和 5 年)	2024 年度 (令和 6 年)	2025 年度 (令和 7 年)	2026 年度 (令和 8 年)	2027 年度 (令和 9 年)
必要な資金の額	91	91	91	91	91
・ 専門家派遣	66	66	66	66	66
・ チラシ作成費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	5	5	5	5	5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、山陽小野田市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。